

り よ う け い や く し ょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

いと
いつきの里

していたんきにゆうしよじぎようしよ
指定短期入所事業所

【指定短期入所事業利用契約書】

いつきの里短期入所事業所（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と事業所は、事業所が利用者に対して提供する短期入所サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

この契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する為の法律の理念に則り「短期入所事業」のサービスについて定めます。

第2条（施設サービスの内容）

1. 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。
2. 短期入所サービスは、施設的生活支援員、看護師等の短期入所サービス従業者（以下「従業者」といいます。）が提供するものとします。
3. 事業所は、利用者の障害程度又は利用者本人やその家族・後見人等の希望により、利用者短期入所サービスを提供します。
4. 事業所は、日常生活上の支援や日中活動支援に当たっては、自立に向けた支援を行い、日常生活の充実を目指します。
5. 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に食事の提供をします。

第3条（主たる利用者）

事業所は主たる利用者を知的障害者とします。

第4条（契約期間）

本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日の変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

第5条（相談及び支援）

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。

第6条（健康チェック）

事業所は、常に利用者の健康に留意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

第7条（入院期間中等の取扱い）

事業所は、利用者が医療機関に入院する必要がある場合は、利用者及び家族・後見人等の希望

等を勧奨し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所を利用することができるようにします。

第8条（契約終了時の支援）

事業所は、短期入所サービス提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し必要な支援を行うとともに、終了の旨を当該市町に連絡します。

第9条（緊急時の支援）

1. 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
2. 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、利用者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

第10条（事業所の義務）

1. 事業所は、短期入所サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明を行います。
3. 事業所は、短期入所サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急等やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。
4. 事業所は短期入所サービスの提供にあたり、従業者間相互において、利用者に対しての虐待・拘束等について防止するものとします。

第11条（守秘義務）

1. 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持する義務を負います。
2. 事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者又は家族・後見人等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 事業所は、利用者の個人情報サービスをサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

第12条（利用料金）

1. 利用者は、サービスの対価として市町が定める介護給付費と、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町が定める介護給付費については、利用者にかわり市町より代理受領します。
2. 事業所は、利用者が希望する介護給付費対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。
3. 事業所は、短期入所サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人の同意を得ます。
4. 事業所は、法に基づく介護給付費対象外サービスに要する費用を物価の変動その他の理由に

より相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。

5. サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17：00までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業者に支払うものとします。

第13条（利用料金の支払方法等）

1. 利用者は、サービスの提供の対価として利用料金の合計額を月ごとに支払います。
2. 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月末までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月10日までに支払います。
4. 事業所は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第14条（契約の終了）

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が指定の取り消しを受けた場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

第15条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第16条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくは職員が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

第17条（事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由

に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) 利用者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合
- (5) 利用者等が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により職員または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがあるとき。
 - ①上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断されるとき。
 - ②サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難であるとき。
 - ③その他、事業運営上やむを得ない事由があるとき。

第18条 (利用者等による不当な言動等への対応)

1. 利用者またはその家族その他関係者(以下「利用者等」という。)は、職員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。
2. 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
3. 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。
 - (1) 面談や電話等の制限
 - (2) 職員立会いのもとでの対応限定
 - (3) サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - (4) サービス利用契約の解除(やむを得ない場合に限り)
4. 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関(相談支援事業所、市町村担当課等)と連携します。
5. 利用者等の言動が、職員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

第19条 (安全なサービス提供環境の確保)

1. 事業所は、利用者及び職員双方が安心してサービスを受け・提供できる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する方針を定め、周知に努めます。
2. 利用者及び家族は、職員に対する不当な言動を慎み、相互の信頼と尊重のもとにサービス提供が行われるよう協力するものとします。

第20条 (損害賠償)

1. 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。
2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた

場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第21条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が事業所もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第22条（利用者の損害賠償責任）

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

第23条（情報の保存）

1. 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。
2. 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物に関しては、事業所は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第24条（苦情解決）

1. 利用者又は家族・後見人等は、事業所が提供しサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族・後見人等に文書で報告します。
2. 事業所は、利用者又は家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

第25条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第26条（身体拘束の禁止）

事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急を要する場合は「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

第27条 (衛生管理等)

事業所は感染症又は食中毒が発生した際には、まん延しないように、従業員に対して周知徹底を図るとともに、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を講じます。

第28条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとします。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

第29条 (身元引受人)

事業所は、利用者に対し緊急時の連絡等のため、身元引受人を定めることがあります。ただし、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

第30条 (裁判所轄)

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

第31条 (その他)

この契約に定めない事項については、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令に従い利用者・家族・後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

ほんけいやく にかぞく こうけんになんなど たちあ けいやく ていけつ ばあい たちあいにんらん しょめいおう
本契約について、家族・後見人等の立会にて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押
印するものとします。

じょうき けいやく せいりつ しょう けいやくしょ つう さくせい りようしゃ およ じぎょうしょ しょめいおう
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押
印の上各自1通を所持します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
(住所)

しめい
(氏名)

印

たちあいにん
立会人

じゅうしょ
(住所)

しめい
(氏名)

印

りようしゃ かんけい
(利用者との関係)

しょざいち
所在地

えひめけん まつやまし ふくずみちょうこう ばんち
愛媛県松山市福角町甲1829番地

じぎょうしょめい
事業所名

しゃかい ふくし ほうじん
社会福祉法人

ふくずみかい
福角会

りじちやう
理事長

やま さき
山崎

たかし
隆

いん
印